

事務連絡
令和3年8月6日

不動産関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
住宅局 建築指導課

自動ドアの安全対策について（情報提供）

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、消費者安全調査委員会より、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、「自動ドアによる事故」に係る事故等原因調査が行われ、令和3年6月25日付けで同法第31条第1項の規定に基づき、別添1のとおり当該調査の報告書が公表されたところです。

また、同日付けで同法第33条の規定に基づき、別添2のとおり経済産業大臣に対し、国土交通省と連携して集合住宅の建物所有者及び建物管理者に、保全点検及び子どもの手の引き込まれ事故の防止策に関する情報を周知すること等について意見の陳述がなされたところです。

これを踏まえ、経済産業省から別添3のとおり建物所有者及び建物管理者向けの自動ドアの安全対策に関する情報提供がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該内容を広く周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 池町 井上

代表 03-5253-8111（内線 39-568） 直通 03-5253-8126